

昭和58年 4 月10日号

ちばやあかさか

第129号 発行 千早赤阪村役場 電話 (07217) 2-0081 編集 企画広報課

人の動き

世帯数および人口

(昭和58年3月末日現在)

世帯数 1,925戸

人口 7,751人

男 3,753人

女 3,998人

電話メモ

議会事務局 ②0081

教育委員会事務局
②0081

自然休養村管理
センター ②1447～8

小吹台連絡所 ②7600

診療所 ②0038

金剛山ロープウェイ
④0128

多聞小学校 ④0102

多聞幼稚園 ④0137

千早小学校 ②0050

千早幼稚園 ②0020

小吹台小学校 ②7100

小吹台幼稚園 ②7219

赤阪小学校 ②0205

赤阪幼稚園 ②0356

千早赤阪中学校 ②0004

千早駐在所 ④0112

東阪駐在所 ②0562

赤阪駐在所 ②0563

富田林消防署(緊急時)
07212 ④ 8199



綴って保存しましょう

春だ

草、花が活動を始め、

小鳥のさえずりもひとき

わ美しく、春本番、

新しいスタートに

胸をはずませ。

今月号の主な内容

◆村長所信要旨	2 頁
◆機構改革と人事異動	3 頁
◆村一般会計歳入歳出予算	4 頁
◆村特別会計歳入歳出予算	5 頁
◆国民年金・税金	6 頁
◆戸籍・税務等各種証明 手数料の改正	7 頁
◆麻しん・三種混合予防 接種	8 頁
◆赤ちゃん会	9 頁
◆小吹台の水道業務	10 頁
◆村民教養講座・学級生 募集	11 頁
◆行事予定表	12 頁

昭和58年度村政運営方針 村長所信要旨



村長 山本庄三

一層の節源に努め、行政改革の推進が緊急の課題とされている状況にかんがみ、機構等の見直しを行い、定員管理の合理化、適正化を図ってまいりたい所存であります。

昭和五十八年三月定例村議会の開会に際し、昭和五十八年度一般会計及び特別会計予算案、その他諸議案のご審議をお願いするにあたり、所信の一端を申し述べ、議員各位と住民の皆様に一層のご理解とご協力をお願い申し上げる次第でございます。

又、歳入面でも村税徴収確保に努め、使用料・手数料及び各種分担金については、その適正化を図り、受益者負担の原則に基づき適切な財政運営を進めていきたいと考えております。

予算編成にあたっては、国と同一基調により歳出を極力抑制し、一般行政経費の節減合理化、定員及び給与の適切な管理運営を行うことにより、財源の効率的な配分を行い、節度ある地方自治体の財政運営を図るよう強く要請されていくところであります。

又、総合計画に基づく投資的事業については、効率的且つ、住民福祉の向上に寄与できるような事業の適切な選択を行い、重点的に実施しながら住民生活基盤の整備に努める所存であります。

予算編成にあたっては、国と同一基調により歳出を極力抑制し、一般行政経費の節減合理化、定員及び給与の適切な管理運営を行うことにより、財源の効率的な配分を行い、節度ある地方自治体の財政運営を図るよう強く要請されていくところであります。

五十八年度は特に、災害復旧事業、生活関連事業、教育関係事業に重点を置く一方、人件費、物件費、維持補修費等の伸び率を対前年度十割以下にきびしく抑制して編成致したのであります。災害関連事業費を除きますと、実質の伸び率は〇・五割であり、全体としては五・五割増の十六億二千二百三十九万二千円となったのであります。

今までも増して財政の健全化の推進及び、住民福祉の確保向上に努めなければならないと考えるものであります。

現在の経済基調、さらには人口推移から見ましても大幅な税の増収は望めず、地方交付税についても前年度の額を下回るものと見込まれています。歳出面では、昨年の台風、集中豪雨による災害復旧事業をはじめ、総合計画に基づく事業が多々あり、従来にも増して多額の財源を必要としております。このような観点から、経費のよ

生活環境施策の充実に 施設の充実

- 福祉関係です
- 戦傷病者見舞金制度の創設
- 簡易授産所を設置し、備品購入運営補助金を計上致します。
- 老人福祉につきましましては、寝たきり老人短期保護事業
- 老人福祉電話の設置をし

○集会施設を兼ねた老人憩の家建設補助制度を新設し、今後とも地域の施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

○健康衛生関係では、老健法施行に伴う

○予防事業の充実を図るため新たな住民課に係を設置します。

○健康相談所を開設し、きめこまかい予防施策を進めます。

○消防関係では、

○防火水槽の設置

○指令車を購入し、緊急時に備えます。

○村民グラウンドの建設では、懸案の買収について、関係者の格別のご協力を賜り買収の運びとなりました。地権者の方々にも厚く御礼申し上げます。楠公誕生地運動公園とあわせて真に村民から喜ばれるコミュニティ施設として整備を進めてまいりますので今後とも各段のご協力をお願い申し上げます。

○地域産業の振興育成

役場内の機構改革を行い職員配置の合理化を図る一方、産業振興のため自休村センターの効率的な利用を進めて行く考えであります。事業関係につきましましては、農林水産省、大阪府の了解を得て

○団体営農道整備事業

○農村基盤総合整備事業

○広域農道建設費負担金等に九千五百万円を計上し、農業生産と住民生活基盤の整備を行い、今後とも継続事業として、地域の振興に努めてまいります。

林業関係につきましましては、森林組合の合併が実現し、南河内森林組合として発足しました。林業は

本村の基幹産業であるとの認識から関係市町村と共に助成を行い、災害復旧についてもできる限り援助を行う所存であります。

幹線道路・生活道路の整備

○小吹西峯唐谷線の改良工事を行い、本年度にこの路線の全工事を完了する予定であります。又先に述べました団体営農道整備事業、農村基盤総合整備事業により施行する道路は主に、村道であり、今後は単独事業とともに補助事業を充分活用し、生活基盤整備に努めてまいります。

教育関係費及び施設の充実

○小学校費につきましましては、小阪小学校本館窓の設置工事

○多聞小学校天井の改修工事を施行するものであります。

○中学校費につきましましては、生徒の急増に伴い

○六教室の増築工事を行い、既設校舎の

○内部改装工事も施行するもので

○通学バス運行委託料については、昨年御父兄と約束致しました通り四百万円の村費として計上した次第であります。

○社会教育関係では、文化協会を新たに設置し、各種講座のより充実を図り、各層の

方々の参加をお願いし、村民運動会等とあわせて知識と地域連帯感の高揚に努めたいと存じます。又、最近の青少年非行の増加、家庭内、学校内での暴力の頻発はまことに憂うべきものがあり、学校教育のみならず家庭教育、社会教育全体の問題として考えていかなければなりません。同和教育と共に、差別を許さずお互いの人権を尊重し豊かな人間関係をつくり、思いやりの心を持つ人間形成を村ぐるみで推進しなければならないと思う次第であります。

広域行政と行財政の効率的な運営

総合計画に基づく中期実施計画も近くお示しできる予定ですが、本村が真に活力ある村づくりの指針を定め、増大する行政需要に対応するための、財政上の検討も必要であると考えます。又、本村と同じ日常生活圏を構成する市町との連携を深め、一体的な発展を図るため広域市町村圏、モデル定住圏等の事業策定においても本村の特性、財政面の実情を充分主張し豊かな地域社会の建設に寄与してまいりたい所存であります。

災害復旧

五十七年度における前倒し事業の進行管理に万全を期し、五十八年度当初に八千六百六十一万円、追加として六千万円程度の事業関係費を計上し早期復旧に努め村民要望にこたえる所存であります。

特別会計

「国民健康保険事業特別会計」

次に直営診療いわゆる施設勘定ですが、歳入歳出総額それぞれ、五千五百一十九千円と十五万増であり、診療収入と繰越金の増を見込んでおります。診療所は、私がいづつも申し上げておりますが、身近な家庭医として、村民の健康管理と病気の早期発見、初期治療が主な業務であり、特に老人保健法が施行されるにつき、病気の予防面をさるごながら医療相談、予防面等ヘルス事業の面でたいに活用していただくべきだと考えております。

歳入歳出それぞれ、二億八千五百九十七万六千円となり、歳出の全額が医療費と医療諸費であります。歳入、つまり財源は医療交付金七十％、国庫負担二十％、残りの十％を府と村が折半で負担することになります。

建設改良事業は、広域農道の水分、二河原辺間約七百mに送配水管を布設し、東飯地区では、管を更生させ、浄水場の整備等改良整備を行う予定であります。本年度より小吹台団地の水道事業の運営は実質的に村が管理運営する事と致しました。収益的収入及び支出の予算額はそれぞれ、一億一千七百万円と前年度に比べ二％増と微増であります。資本的収入及び支出はそれぞれ四千七百八十三万

一千円となりました。企業債で三千万円一般会計からの出資金四百三十七万円等を予定しております

歳入歳出予算額はそれぞれ七千六百七十七万四千円前年度に比べ、三・九％増であります。旅客収入を六千五百三十四万一千円と前年度に比べ一・一％増を見込み、一般会計より八百萬円の繰入れを見込んでおります。本年度は、金剛山駅の駅舎防水工事を一千四百萬円の予算で行いたいと存じます。客車の腐蝕部分の取替を二百四十萬円を見込んでおります。

計画は、今後の財政再建の財政状態では、本年度当初の繰入れは八百万円以上は、むづかしいと思われる。一刻も早い赤字解消は、私にとりまして大きな願いであり、村としても大きな目標であります。より一層の企業努力を行いつつ最大の努力をいたす所存であり

産業振興課の場所は、旧観光課の所在地（自然休養村管理センター内）一四七七番）

【課長級】▽土木建設課長（産業建設課長）阪辻松次 ▽産業振興課長兼ロープウェイ所長（観光課長兼ロープウェイ所長）貝長徹

【課長代理級】▽住民課課長代理兼住民係長（住民課課長代理）向井秀明 ▽土木建設課課長代理兼係長（産業建設課係長）岡本義嗣 ▽教育委員会事務局主幹（産業建設課課長代理）東條清 ▽産業振興課課長代理（観光課課長代理）田中優

【係長級】▽住民課老健係長（保険課係長）仲野正司 ▽産業振興課係長（産業建設課係長）西浦光輝

【主査級】▽住民課主査（住民課主事）上平和夫 ▽土木建設課主査（産業建設課主査）谷利之 ▽産業振興課主査（産業建設課主査）清水正幸 ▽ロープウェイ事務所主査（ロープウェイ事務所主事）山口純康

【主事級】▽住民課老健係主事（総務課主事）中尾文子 ▽土木建設課主事（産業建設課主事）川端万勝 ▽土木建設課主事（産業建設課主事）北浦秀明 ▽土木建設課主事（産業建設課主事）小滝知朱子 ▽産業振興課主事（産業建設課主事）猪久保真一 ▽産業振興課主事（観光課主事）菊井文雄 ▽産業振興課主事（産業建設課主事）北村シズエ ▽産業振興課主事（税務課主事）竹川元偉 ▽産業振興課主事（観光課主事）長尾保子

【新規採用】▽保健婦 湯浅雪子

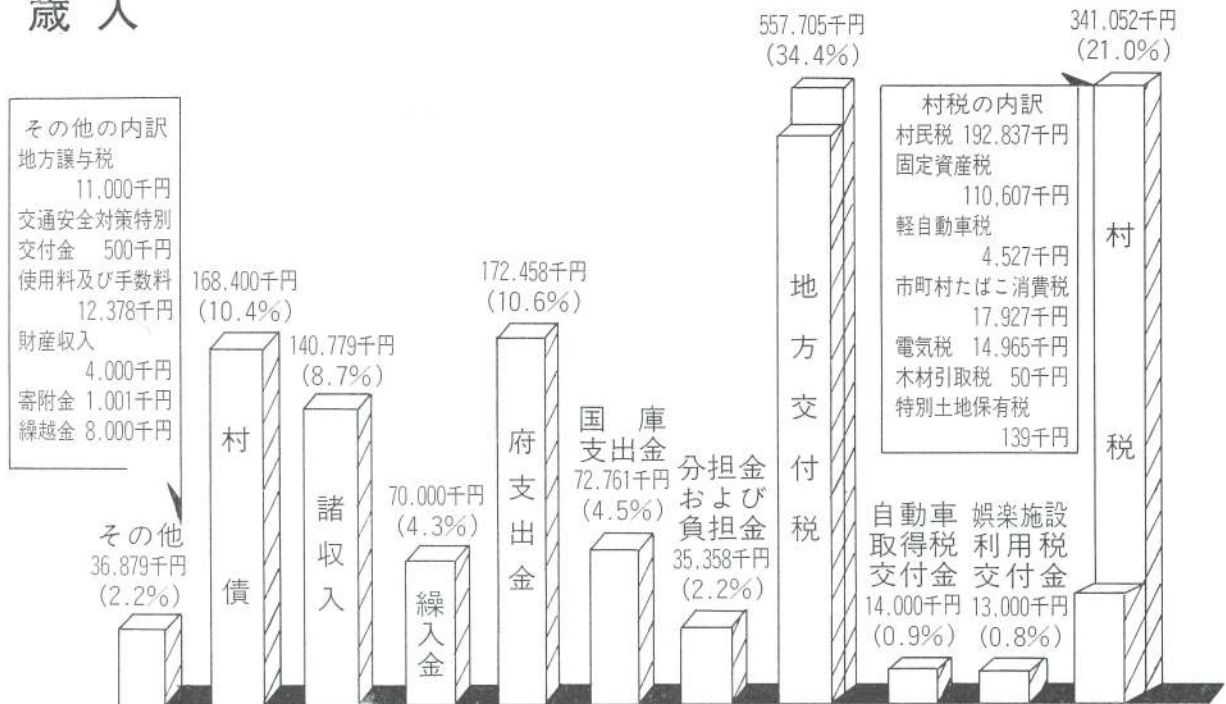
【退職】▽教育委員会事務局次長 谷政一

事 務 内 容		変更後	変更前
1	土木一般庶務に関すること	土木建設課	産業建設課
	土木事業に関する土地及び物件の取得に関すること	〃	〃
	工事資材の購入保管供給に関すること	〃	〃
	工事請負契約の締結、履行に関すること	〃	〃
	道路・橋りょうの維持管理に関すること	〃	〃
	道路（認定村道）の明示、占用、使用許可及び補修改良に関すること	〃	〃
	普通河川の管理に関すること	〃	〃
	土木・農林災害復旧事業に関すること	〃	〃
	建築物及び工作物の確認申請、不法物件の収締手続に関すること	〃	〃
	開発指導に関すること	〃	〃
	交通安全施設に関すること	〃	〃
2	農林産業の振興、技術指導に関すること	産業振興課	
	農林業基盤総合整備事業に関すること	〃	〃
	土地改良及び農地に関すること	〃	〃
	農林業資金融資に関すること	〃	〃
	農業委員会事務局に関すること	〃	〃
	農林業関係団体に関すること	〃	〃
	農村生活改善に関すること	〃	〃
	消費生活事務に関すること	〃	〃
	農畜産物防疫に関すること	〃	〃
	地代、家賃の価格統制に関すること	〃	〃
	旧観光課の事務（課名変更）	〃	観光課
3	老人保健事業に関すること	住民課	保険課
	老人医療、身体障害者医療、母子医療に関すること	〃	〃
	主要食糧の売渡、配給事務に関すること	〃	産業建設課

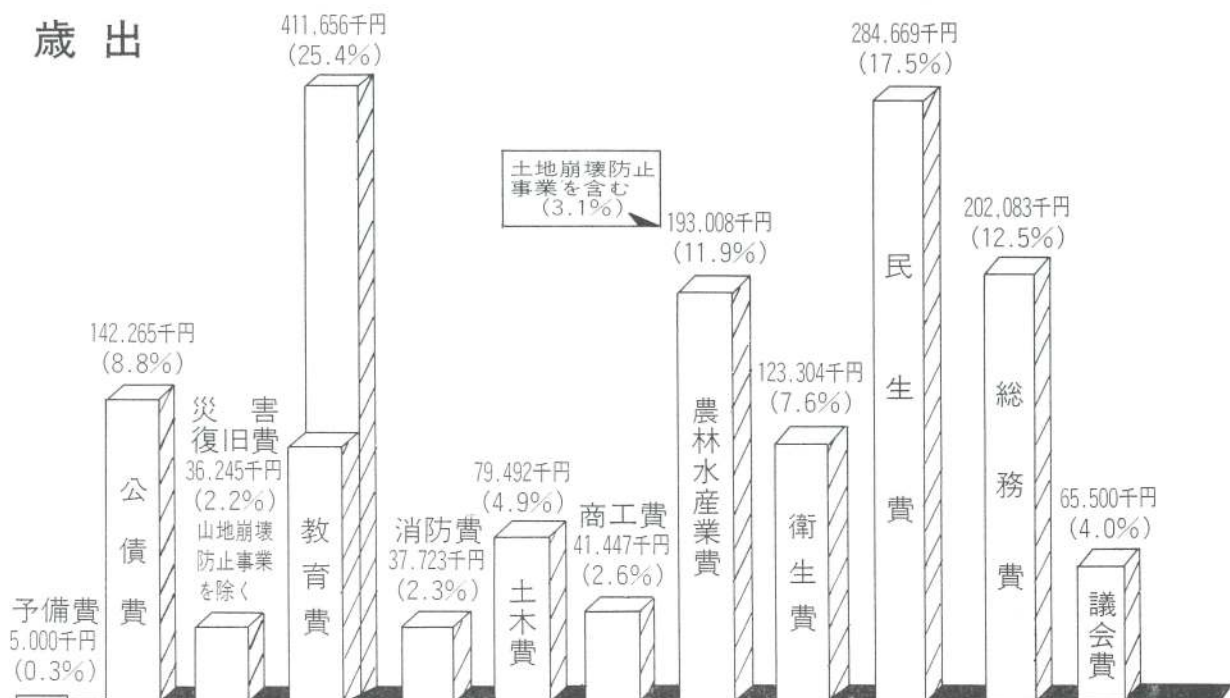
昭和58年度 千早赤阪村一般会計歳入歳出予算

予算総額 16億2.239万2千円

歳入



歳出



昭和58年度 千早赤阪村特別会計歳入歳出予算

索 道 事 業 歳 入				歳 出 (単位千円)			
款	本年度	前年度	比 較	款	本年度	前年度	比 較
① 索道事業収入	65,376	64,644	732	① 索道事業費	73,743	70,130	3,613
② 営業外収入	3,398	3,238	160	② 公 債 費	2,531	3,252	△ 721
③ 繰 入 金	8,000	6,000	2,000	③ 予 備 費	500	500	0
歳 入 合 計	76,774	73,882	2,892	歳 出 合 計	76,774	73,882	2,892

水 道 事 業

(収入)

(1) 収益の収入及び支出

(支出)

款 項	本年度	前年度	比 較	款 項	本年度	前年度	比 較
第1款 水道事業収益	117,100	114,567	2,533	第1款 水道事業費用	117,100	114,567	2,533
第1項 営業収益	89,193	87,846	1,347	第1項 営業費用	89,075	94,990	△ 5,915
第2項 営業外収益	27,907	26,721	1,186	第2項 営業外費用	27,725	19,277	8,448
				第3項 予 備 費	300	300	0
(収入)				(2) 資本の収入及び支出 (支出)			
款 項	本年度	前年度	比 較	款 項	本年度	前年度	比 較
第1款 資本の収入	34,580	123,250	△ 88,670	第1款 資本の支出	47,831	136,360	△ 88,529
第1項 企業債	30,000	110,000	△ 80,000	第1項 建設改良費	43,700	132,321	△ 88,621
第2項 出 資 金	4,370	0	4,370	第2項 企業債償還金	4,131	4,039	92
第3項 工事負担金	200	13,200	△ 13,000				
第4項 固定資産売却代金	10	50	△ 40				

国 保 事 業

歳 入

歳 出

款	本年度	前年度	比 較	款	本年度	前年度	比 較
① 国民健康保険料	115,383	143,232	△ 27,849	① 総 務 費	17,804	16,607	1,197
② 一部負担金	1	1	0	② 保険給付費	205,287	357,221	△ 151,934
③ 使用料及び手数料	1	1	0	③ 老人保健拠出金	67,475	0	67,475
④ 国庫支出金	158,835	210,872	△ 52,037	④ 公 債 費	510	703	△ 193
⑤ 府 支 出 金	1,877	4,092	△ 2,215	⑤ 諸 支 出 金	411	390	21
⑥ 繰 入 金	10,000	27,000	△ 17,000	⑥ 予 備 費	6,159	10,630	△ 4,471
⑦ 繰 越 金	11,195	0	11,195	歳 出 合 計	297,646	385,551	△ 87,905
⑧ 諸 収 入	354	353	1				
歳 入 合 計	297,646	385,551	△ 87,905				

国 保 施 設

歳 入

歳 出

款	本年度	前年度	比 較	款	本年度	前年度	比 較
① 診療収入	48,072	42,551	5,521	① 総 務 費	28,740	26,779	1,941
② 使用料及び手数料	92	70	22	② 医 業 費	25,566	20,467	5,099
③ 繰 越 金	3,445	1,948	1,497	③ 公 債 費	653	653	0
④ 繰 入 金	3,300	3,300	0	④ 予 備 費	200	200	0
⑤ 諸 収 入	250	250	0	歳 出 合 計	55,159	48,119	7,040
歳 入 合 計	55,159	48,119	7,040				

老 人 保 健

歳 入

歳 出

款	本年度	前年度	比 較	款	本年度	前年度	比 較
① 支払基金交付金	199,763	12,701	187,062	① 医 療 諸 費	285,218	18,126	267,092
② 国庫支出金	56,926	3,616	53,310	② 諸 支 出 金	2	0	2
③ 府 支 出 金	14,232	904	13,328	③ 予 備 費	756	500	256
④ 繰 入 金	15,000	1,400	13,600	歳 出 合 計	285,976	18,626	267,350
⑤ 繰 越 金	1	0	1				
⑥ 諸 収 入	54	5	49				
歳 入 合 計	285,796	18,626	267,170				

四月から国民年金の 保険料は 5,830円に

国民年金の保険料は四月から一
カ月5,830円に改正されまし
た。

国民年金が将来にわたって安定
した制度として運営されるために
給付に見合う保険料が必要になり
ます。加入者のみなさんの負担は
増えますが、国民年金制度に対し
て、なお一層のご理解とご協力を
お願いします。

なお、より多くの年金を希望さ
れる方は、付加保険料として一カ
月400円を多く納めていただき
ます。

老後の生活安定のため
保険料は毎月末に
忘れず納めましょう。

国民年金保険料の

一年分前納は

四月中に

国民年金保険料は、四月から一
カ月5,830円に改正されまし
た。一年分を一度に前納しますと
割引きがあり有利です。一カ月、
五,八三〇円で毎月納めると年間
六九,九六〇円になりますが、前
納しますと六八,二七〇円になり
一,六九〇円が割引きされます。

付加保険料を納付の場合は一カ
月四〇〇円多く六,二三〇円にな

ります。

前納しますと、七二,九五〇円
になり、一,八一〇円が割引きさ
れますので、四月末日までに役場
保険課まで直接ご持参ください。

保険料は安全確実な
口座振替納付制度を
お勧めします。

確定申告が間違っ

いたときは

早めに訂正の手続を！

昭和五十七年分所得税の確定申
告は、三月十五日で終りました。

ところで、確定申告書を提出した
後で、計算違いなど申告内容に間
違ひがあることに気付いた人は、
それを訂正することが出来ます。

また、確定申告をしなければなら
ない人で、申告書の提出を忘れ
ている人は、すぐに確定申告をす
る必要があります。

そこで、確定申告が間違っ
たときの訂正の手続きなどについ
て説明しましょう。

◎税額を少なく 申告していただく

修正申告を

所得金額や税額の計算を間違え
て確定申告をし、後になって、納
めた税金が少なかったり、還付を
受ける税金が多いことに気付いた
ときは、正しい金額に訂正するた
めに「修正申告」をすることがで

きます。

◎税額を多く していただく

確定申告をした後で、申告した
税金が多かったことに気付いたと
きは、正しい金額にするために、
「更正の請求」をすることができ
ます。



◎確定申告を 忘れていたときは

期限後申告を

確定申告をしなければならない

人権擁護委員の委嘱について

このたび人権擁護委員の任期満
了に伴い、去る二月一日付をもつ
て法務大臣より左記の方々が入権
擁護委員の委嘱を受けられました
人権擁護委員は、それぞれの市
町村で国民の基本的入権が侵害さ
れないように絶えず監視し、もし
侵害があった場合には、その相談
相手になって適切な処置を講じる
ことによって救済をはかり、また
人権思想の普及、高揚のため活動
しています。

この制度は地域住民の中から人
格識見のすぐれた人の協力を得て

春の運転者講習会

日時 4月20日(木)
場所 中学校体育館

受付 午後6時30分
開始 午後7時

小吹合小学校体育館

受付 午後7時
開始 午後7時30分

富田警察署
千早赤阪村

人が、申告を忘れていたときは、
申告期限後でも確定申告をするこ
とができます。

この「期限後申告」は、税務署
から決定を受けるまでは、いつで
もできますが、なるべく早く申告
をした方が有利です。

国民の日常生活に接しつつ人権を
擁護していくことが望ましいとい
う考えから設けられたものです
人権擁護委員は人権擁護という
仕事にもっともふさわしい人とし
て、各市町村から推薦された人の
中から法務大臣が委嘱しすべての
市町村に配置されています。

人権擁護委員

葛本清脩氏

森屋九九番地
電話二一三三九九

伏井猛朗氏

東阪六七〇番地
電話二一〇七一九

戸籍等の交付手数料及び

各種証明手数料

四月一日から引上げられました

戸籍謄(抄)本などの交付手数料は、昭和五十一年以来据え置かれていたが七年ぶりに値上げされることになりました。	外国人登録事項に関する証明 一枚 二〇〇円 (二〇〇円)
また、住民票、印鑑証明等の写しの交付手数料も改正されました	不在籍又は住民基本台帳不記載に関する証明 一件 二〇〇円 (二〇〇円)
この改正は、諸物価等の上昇に伴い各種証明に必要な経費の増加によるものであり、村民各位の御理解と御協力をお願い致します。	禁治産、準禁治産又は破産に関する証明 一件 二〇〇円 (二〇〇円)
引上額は左記の通りです。	埋火葬に関する証明一件 二〇〇円 (二〇〇円)
(一) は旧手数料	住民基本台帳又は戸籍の附票(消除された住民票又は戸籍の附票を含む)の閲覧 一件 二〇〇円 (二〇〇円)
戸籍謄(抄)本 一通 三〇〇円 (二〇〇円)	公民権に関する証明 一枚 二〇〇円(二〇〇円)
除籍謄(抄)本 一通 五〇〇円 (三〇〇円)	固定資産税の評価証明・公課証明 ・建物滅失証明・公簿閲覧 一枚 二〇〇円(二〇〇円)
戸籍に記載した事項に関する証明 一件 二〇〇円 (二〇〇円)	住民税の所得証明・課税証明 一枚 二〇〇円(二〇〇円)
除かれた戸籍に記載した事項に関する証明 一件 三〇〇円 (二〇〇円)	租税特別措置法証明 一枚 二〇〇円(二〇〇円)
届出若しくは申請の受理の証明書 一通 二〇〇円 (二〇〇円)	狩猟免許税証明 一枚 二〇〇円 (二〇〇円)
住民票又は、戸籍の附票(消除された住民票又は、戸籍の附票を含む)の写しの交付 一枚 二〇〇円 (二〇〇円)	営業証明 一枚 二〇〇円 (二〇〇円)
印鑑に関する証明 一枚 二〇〇円 (二〇〇円)	その他村の事務に属する事項に関する証明 一件 二〇〇円 (二〇〇円)

憲法週間

5月1日(日)～7日(土)

五月三日の憲法記念日を中心とする五月一日から七日までは憲法週間です。我が国憲法が基調とする基本的な人権尊重の精神を広く住民に呼びかけ、その普及高揚を図るとともに憲法に対する理解を一層深めることを目的とします。

〈今年の強調事項〉

①人権の共存

互いに相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくらう
最近、基本的な人権についての意識は広く国民の間に普及し、自己の権利、利益の主張が積極的に行われるようになりました。
しかしながら、自己の権利、利益のみを追求しようとするば、おのずから周囲の人々の立場を損いその権利を侵すおそれがあることも否めません。人権はすべての人が等しく持っているものであると同時に、その行使にあたっては、絶えず他人の人権との間で衝突を

起こす可能性があります。
そこで自分の権利を主張すべきことは当然ですが、また同時に、どのような場合でも同じ権利が自分以外のすべての人に対して等しく認められており、お互いに相手の立場を考えて、人間として尊敬しあうことが、正しい意味での人権思想を育成するものであると考えます。



②部落差別など

あらゆる差別の解消
差別をしない、させない、みんなの誓い

私たちは誰でも、しあわせに豊かに生きたいと思うのは共通の願いです。しかし、私たちの日常生活の周囲を眺めてみると、同和問題をはじめとする心身障害者に対する差別、外国人に対する差別等いろいろな差別事象が存在していることがうかがわれます。
なかでも部落差別の早急な解消は、国・地方公共団体の責務であるとともに、国民一人ひとりが取り組みなければならぬ国民的課題とされているにもかかわらず、今なお完全に解消していない重大な社会問題です。私たちも、今ここにあらためて自らの心の中を点

検し、それぞれの日常生活の中で一人ひとりが差別をしない、させない誓いと行動を取るようになしましょう。

③婦人の地位向上

あらゆる分野への男女の共同参加を進めよう

国および社会の健全な運営について婦人の力を必要とすることは言うまでもありません。しかし婦人に対する前近代的な社会通念や慣行、また長い歴史の中で培われ固定化された男女の役割分担や偏見による婦人の地位の阻害が今なお残存しています。
わたくし達は、男性も女性も共に一人の人間として家庭、職場、地域において責任を担っていることを認識し、お互いの理解と協調に基づき、豊かな社会を築くよう協力しましょう。

特設人権相談日

日時 五月四日(水)
午後一時～四時

場所 役場二階会議室
相談日 大阪法務局堺支局職員

村人権擁護委員

葛本 清 脩

森屋 九九

電話 211359

伏井 猛 朗

電話 210716

東阪六一〇

麻しん(はしか)の予防接種

かかりつけの医院で接種を

麻しん(はしか)は、高熱、発しんを特徴とするきわめて伝播力の強い伝染病で小児がかかることと高熱により肺炎、中耳炎を併発することがあり、ときには脳炎をおこして死亡することもある恐ろしい病気です。

本村では、富田林医師会の協力を得て、左の表の各医療機関で、はしかの予防接種を実施しますが一部の子どもに発熱や発疹などの臨床反応がみられますので、子どもの健康状態がよくなるまで、かかりつけの医院で受けてください。

※対象者

生後十八ヵ月から三十六ヵ月までの人(以前に、はしかの予防接種を受けた人や、はしかにかかった人は受ける必要はありません)

①費用 無料
②受けられない人
③発熱している人や体の弱っている人。
④一年以内にひきつけをおこした人。
⑤一ヵ月以内に小児マヒ・BCG風しんの予防接種を二週間以内にその他の予防接種を受けた人。
⑥心臓、肝臓、腎臓疾患等の重い病気にかかっている人。
⑦三ヵ月以内にはしかの予防等でガンマグロリン注射を受けた人。
⑧兄弟姉妹や遊び仲間ではしかにかかっている子どもがあらば受けられないことがあります。

⑨注意事項
⑩医院に行く前に必ず体温を測定してください。

医療機関名	診療日及び時間	所在地	電話番号
千早赤坂村診療所	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時 午後1時～3時 (土・日・祭日午前のみ)	千早赤坂村大字水分196の1	07217-2-0008
東條原医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時 (土曜日午前のみ)	千早赤坂村大字山崎365	07217-3-0307
堀野医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時	富田林市富田林町29番12号	07212-3-3013
杉田医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時30分～11時30分 午後6時～7時30分(木・土午前のみ)	富田林市富田林町12番25号	07212-3-2344
松浦医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時30分 午後5時～7時 (木・土午前のみ)	富田林市寿町1丁目1番31号	07212-3-3306
江村医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時	富田林市寿町2丁目3の2	07212-3-2946
藤岡医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時	富田林市本町19番9号	07212-3-2019
平田医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後5時～8時 火・木・土(午前9時～12時)(日祭日除く)	富田林市常盤町12-33	07212-3-2034
武田医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後5時～8時 火・木・土(午前9時～12時)(日祭日除く)	富田林市富田林町14-16	07212-3-2019
奥山医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時	富田林市富田林町13番2号	07212-5-0123
仲谷診療所	火曜日 午後1時～2時	河南町大字牛田132の4	07219-3-3501
P.L.病院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時 (土・日・祭日午前のみ)	富田林市大字新宮2182	07212-4-3100
富田林病院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時 (土・日・祭日午前のみ)	富田林市大字山崎4502	07212-9-1121
尾山医院	火曜日 午前10時～11時	富田林市電報局29-1	07212-4-3139
広谷医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時30分～11時30分 午後6時～7時30分(土・日・祭日除く)	河南町大字1-4-9	07219-3-3837
大槻医院 大伴診療所	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時30分～12時	富田林市北入325番地	07212-4-1701
杉田小児科医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時 (土・日・祭日午前のみ)	富田林市富田林町6番3号	07212-5-7888
東條内科医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時 (土・日・祭日午前のみ)	富田林市寿町2丁目3番10号	07212-1-3381
天城医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時 (土・日・祭日午前のみ)	大字町春日98の24	07219-8-1161
木下医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～11時30分 午後6時～7時(土・日・祭日除く)	富田林市坂井町1丁目14-24	07212-3-2038
高田小児科医院	月・火・水・木・金・土(日祭日除く) 午前9時～12時 午後6時～8時 (土・日・祭日午前のみ)	富田林市高田町	07212-3-2008

役場住民課
二一〇〇八一

三種混合(ジフテリア・百日咳)

予防接種実施

※対象者

〔第一期〕生後24ヵ月～48ヵ月未満の者で3/8週間隔をおいて3回接種

〔第二期〕第一期完了後12ヵ月～18ヵ月の間に1回接種(できるだけ48ヵ月までに第1期及び第2期を受けてください)。但し、第1期を二種混合(ジフテリア・破傷風)で完了された人については第2期(第1期完了後12ヵ月以上経過し生後72ヵ月までの人)も、二種混合で実施いたします。

※注意事項

(1)当日体温を測定してきてください。

(2)会場での問診票は責任をもって記入してください。

(3)母子手帳・印かん・筆記用具をご持参ください。

※受けられない人

(1)37度以上熱のある人。

(2)慢性の皮膚病・湿疹のある人。

(3)現在病気で医師にかかっている人や一年以内にけいれんや、ひきつけをおこした人。

(4)一ヵ月以内にはしか・BCGの予防接種を受けた人や、その他の予防接種を二週間以内に受けた人。

日程表

日	時	間	場	所
4月11日(月)	5月9日(月)	午後1時10分～1時25分	川野辺(川辺理木知氏宅前)	
		1時30分～1時50分	水分(神社下共同貯蔵庫前)	
		2時～2時15分	二河原辺(山本庄三氏宅前)	
		2時25分～2時40分	桐山(金泉寺下)	
		2時45分～3時5分	森屋消防倉庫前	
		3時10分～3時30分	森屋防除組合前	
4月13日(水)	5月11日(水)	午後1時10分～1時30分	役場庁舎前	
		1時40分～2時	吉年郵便局下	
		2時10分～2時30分	下東阪集会所前	
		2時35分～2時50分	上東阪(伏井林吉氏宅上)	
		3時～3時20分	千早(千早老人憩いの家前)	
4月14日(木)	5月12日(木)	午後1時15分～1時35分	小吹集会所前	
		1時40分～2時	中津原集会所前	
		2時20分～3時30分	小吹台連絡所	

＝定例赤ちゃん会開催＝

赤ちゃんについての育児健康相談等下記の日程どおり実施致しますので、最寄りの場所へおいでください。なお3才児になられた方は、3歳児健康診査を富田林保健所で毎月第1・3金曜日の午後0時30分より1時まで受付を行っておりますので受けられる方は筆記用具、母子手帳を必ず持参してください。

月	日	時 間	場 所
5月13日 (金)		午後1時10分～1時40分	川野辺（川辺理木知氏宅前）
		1時50分～2時20分	水分（神社下共同貯蔵庫前）
		2時30分～2時50分	二河原辺（山本庄三氏宅前）
		3時～3時20分	桐山（金泉寺下）
5月16日 (月)		午後1時10分～1時50分	森屋消防倉庫前
		1時55分～2時30分	森屋防除組合前
		2時40分～3時10分	役場庁舎前
		3時20分～3時50分	吉年（郵便局下）
5月17日 (火)		午後1時10分～1時50分	小吹集会所前
		2時～2時30分	中津原集会所前
		2時40分～3時	下東阪集会所前
		3時10分～3時30分	上東阪（伏井林吉氏宅上）
5月18日 (水)		3時40分～4時	千早（千早老人憩いの家前）
		午後1時30分～3時30分	小吹台連絡所

◎尚時間については相談者の多少により前後する場合がありますのでご了承ください

寄生虫（検便）の
検査結果
について

村衛生婦人奉仕会の協力により実施しました寄生虫（検便）の結果については、異常の認められた人に三月末日までに個人通知致しました。
三月末日までに通知のない人は異常のない人です。

ミニバイク交通安全実践ポイント

- 交通信号を確実に守ろう。
- 道路の左はしをゆっくり走ろう。
- 大きな交差点での右折は、二段直進しよう。
- 四つ角では、一旦止まって、右、左の安全を確かめよう。
- ヘルメットを必ずかぶろう。

事故だけは、ミニではすまぬ、ミニバイク
—富田林警察署・富田林警察署管内交通安全協会—

愛の献血にご協力

ありがとうございます

去る三月二十五日に実施しました「愛の献血」には多数のご協力をいただきました。結果は次の通りです。

受付数 五十六名
採血数 五十五名

◎輸血用血液が不足しています

全国的に血液が不足しています。私達の大阪もその例外ではありません。国や公共機関が私達の税金や募金で、いくら立派な設備をし供給体制を整えても、また医学が進歩しても、一人ひとりの愛の献血がなければ、その機能を発揮することが出来ないのです。

どうか血液不足の問題が多くの人々に理解され、より多くの健康

な人達が積極的に献血に協力されることを切望してやみません。今回の献血日は五月二十七日（金曜日）です。どうか今後とも献血にご協力くださいますようお願い致します。

千早赤阪村献血推進協議会

し尿くみとり

料金の改正

四月からし尿くみ取り料金をつぎのように改正いたしますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

善意銀行への預託

このたび、亡母イクエ殿の粗供養として、暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金 一〇〇,〇〇〇円

千早赤阪村大字吉年

大西清和殿

このたび、亡玉一殿の満中陰志として、暖かい愛情のこもる預託をいただきました。

一金 一〇〇,〇〇〇円

千早赤阪村大字森屋

東條正俊殿

預託者のご厚志に厚く感謝致します。お預り致しました善意は、目的に最大の効果があらわれますよう活用させていただきます。

千早赤阪村社会福祉協議会

△定期くみ取りの場合△

普通便槽
くみとり一回一人につき二八〇円（二五五円）

△臨時くみ取りの場合△

。従量制として一〇リットル当たり七〇円（四五円）
。村の収集計画日以外一回につき、一・五〇〇円（一・〇〇〇円）の加算料金

注（ ）は旧料金です。

。無臭式便槽は一世帯一回につき二〇〇円の加算料金です。
。簡易水洗便槽は、普通便槽の倍額料金です。

村中小企業融資

斡旋制度あんない

村内において六ヶ月以上引き続き事業を営んでおられる中小企業者の皆様に対し、事業に必要な運転及び設備資金を次のとおり融資する制度がありますので、ぜひご利用ください。なお府中小企業融資も取扱いたしております

- ◎融資額 四〇〇万円以内
- ◎償還方法 六ヶ月目から毎月分制返済
- ◎貸付利率 年七・一%
- ◎信用保証料 年一・〇%以内
- ◎受付期間 昭和58年4月1日から昭和59年3月31日
- ◎受付場所 役場産業振興課

※ 不明な点詳細については産業振興課（電話二一四四七）までお問い合わせください。

料金表 (1ヵ月分)

用途	基本料金	従量料金 (1立方メートルにつき)					
		使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
一般用	円 400	1~10立方メートル	100円	11~20立方メートル	110円	21~30立方メートル	130円
						31~40立方メートル	150円
						41以上立方メートル	160円
業務用	3,000円	1立方メートルにつき 170円					
臨時用	3,000円	1立方メートルにつき 500円					

メーター使用料 (1ヵ月分)

口径	料金
13mm	100円
20mm	200
25mm	400
30mm	600
40mm	800
50mm	3,000
75mm	5,000

▽料金と納付書
水道料金は基本料金+従量(使用水量×使用水量別一立方メートル単価)料金+使用口径のメーター

▽徴収月
隔月、偶数月検針(検針日は20日から末日まで)
▽徴収月
二ヶ月分一回 奇数月徴収

小吹台における水道業務は、今まで大末建設において行なわれておりましたが、四月一日より水道業務全般について村へ移管になりました。

小吹台地区の

水道業務

4月分(納付書の月) 5月分(納付書の月)

前月の20㎡は4月分として徴収する分	後月は21㎡は5月分として徴収する分
水道料金表より...2,500円 メーター使用料(13mm) ... 100円 2,600円	水道料金表より...2,630円 メーター使用料(13mm) ... 100円 2,730円

上記の4・5月分加えた額を5月に5,330円を徴収します。

3月	4月	5月	6月	7月
上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬	上旬 中旬 下旬
	3月4月分使用料検針	4月5月分使用料検針	5月6月分使用料検針	6月7月分使用料検針

※使用水量が0㎡の場合でも基本料金、メーター使用料はいただきます
※転出、転居の場合、水道料金その他詳細についてのお問合せは村役場水道課へお問合せ下さい。

水道料金計算例

四月検針(三・四月の使用量)で41㎡を使用した時(メーター口径13mmの場合) 前月20㎡と後月21㎡にわけます。

昭和57年度

ゲートボール

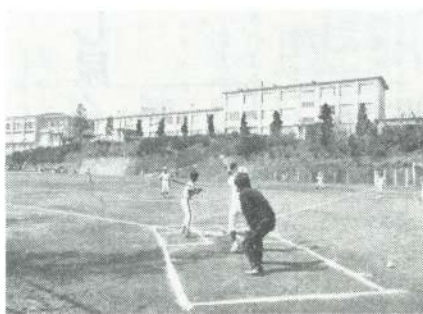
大会終る

去る二月二十七日、羽曳野市立峰塚中学校グラウンドにおいて、南河内地区大会が開催され、本村からは、千早・小吹台・体育指導員チームが参加。各チームとも好ゲームを展開し、小吹台チームが優勝、体育指導員チーム、四位入賞。その結果、二チームが、三月二十日、長居陸上競技場での中央大会に進出されました。当日、大阪府下から地区大会を勝ちぬいてきた約一五〇チームが参加し、競技を競いあいました。

子ども会お別れ

スポーツ大会終る

小吹台・体育指導員チームとも奮闘され、小吹台チームは、一勝一引分け、体育指導員チームは、一勝一敗という成績でした。残念ながら決勝には進出できませんでした。大会に参加されたチームのみなさんの健闘を紙面をもって報告します。



好天に恵まれた絶好のスポーツ日和のうち、小学生最後の思いで



女子キックベースボールの部

優勝(赤阪B)

23	2	12	29	0	6	7
小吹Aチーム	千早Cチーム	赤阪Bチーム	千早Aチーム	赤阪Aチーム	千早Bチーム	小吹Bチーム

昭和57年度村こ連お別れスポーツ大会

男子ソフトボールの部

優勝(千早A)

▽女子キックベースボール
優勝 赤阪Bチーム
準優勝 千早Aチーム

2	3	2	17	5
赤阪Bチーム	千早Aチーム	多聞チーム	赤阪Aチーム	千早Bチーム

の試合をする子供達も多く、大変な熱戦もあり、このスポーツ精神を生かして中学生となって大きく羽ばたいてもらう事を期待し、結果報告致します。

▽男子ソフトボール

優勝 千早Aチーム
準優勝 赤阪Aチーム

学 級 生 募 集

村民教養講座として、5月より下記の学級・大学を実施いたしますので、学級生として希望される方は、教育委員会（☎2-0081）にお申し込みください。

婦 人 学 級		
婦人の社会参加といきがいを学習し、 学ぶ婦人をめざす		
場所	千早赤阪村公民館 その他	
1	開講式 婦人の生き方を求めて	
2	若く美しくあるために	
3	社会見学	
4	婦人の生活史	
5	地域社会と私たち	
6	仲間づくり（料理実習）	
7	社会参加について 閉講式	
その他	募 集 人 員	5 0 名
	費 用	無料(ただし社会見 学は実費徴収)

高 齢 者 教 室		
自分自身の役割を確かめ、 親しまれる高齢者をめざす		
場所	千早赤阪村公民館 その他	
1	開講式 若々しくあるために	
2	みんなで楽しく	
3	今、世界は……	
4	暮らしの中の法律	
5	社会見学	
6	宗教と私たち	
7	家族と高齢者	
8	豊かな老後を 閉講式	
その他	募 集 人 員	5 0 名
	費 用	無料(ただし社会見 学は実費徴収)

※各学級ともに〔午後1時30分より3時30分〕

成 人 大 学 講 座		
源 氏 物 語 の 学 習		
場 所	千早赤阪村公民館	
● 源 氏 物 語		
① 帚 木 の 巻		
② 夕 顔 の 巻		
そ の 他	募 集 人 員	3 0 名
	費 用	無料(ただしテキスト 代等は実費徴収)

家 庭 教 育 学 級		
子ども達の幸せを求めて家庭教育をさぐる		
場所	千早赤阪村公民館	
1	子どもの遊びとお手伝い	
2	子どものしつけ	
3	子どもの意識	
4	親と子の意識のちがい	
5	子どものおこづかい	
6	家庭における親の責任と役割	
7	親子20分読書について	
8	今後の家庭教育について	
その他	募 集 人 員	5 0 名
	費 用	無 料

< 結婚や就職の差別につながる身元調査はお断りしましょう >

行事予定表

4 月



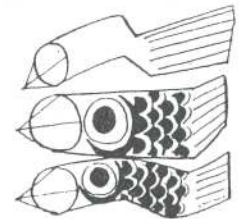
10 日	
11 月	三種混合（川野辺、水分、二河原辺、桐山、森屋） 10ヶ月児健診（富田林保健所） 12:30～13:00
12 火	普通ゴミ収集日 妊婦教室（富田林保健所） 13:00～16:00
13 水	三種混合（役場、吉年、上・下東阪、千早） 一般健康相談（富田林保健所） 9:30～11:00 精神衛生相談（富田林保健所） 9:30～12:00
14 木	三種混合（小吹、中津原、小吹台） 粗大ゴミ収集日
15 金	普通ゴミ収集日 3才児健診（富田林保健所） 12:30～13:00 早朝尿持参の事 精神衛生相談（富田林保健所） 13:00～16:00 自動車文庫（奥千早） 11:20～12:00 （中学校） 12:20～13:10 （役場） 14:20～15:00
16 土	
17 日	
18 月	胃集団検診 3ヶ月児健診（富田林保健所） 12:30～13:00
19 火	胃集団検診 妊婦教室（富田林保健所） 13:00～16:00 普通ゴミ収集日
20 水	胃集団検診 一般健康相談（富田林保健所） 9:30～11:00 春の運転者講習会（中学校体育館） 18:30～ "（小吹台小体育館） 19:00～
21 木	
22 金	普通ゴミ収集日 精神衛生相談（富田林保健所） 13:00～16:00
23 土	
24 日	
25 月	胃集団検診 10ヶ月児健診（富田林保健所） 12:30～13:00
26 火	胃集団検診 普通ゴミ収集日
27 水	胃集団検診 一般健康相談（富田林保健所） 9:30～11:00 自動車文庫（小吹台） 12:50～14:10

28 木 資源ゴミ収集日

29 金 普通ゴミ収集日
天皇誕生日

30 土

5 月



1 日	
2 月	3ヵ月児健診（富田林保健所） 12:30～13:00
3 火	憲法記念日 普通ゴミ収集日
4 水	特設人権相談（役場） 13:00～16:00
5 木	子供の日 普通ゴミ収集日 精神衛生相談（富田林保健所） 13:00～16:00 3才児健診（富田林保健所） 12:30～13:00 早朝尿持参の事
6 金	
7 土	
8 日	
9 月	三種混合（川野辺、水分、二河原辺、桐山、森屋） 10ヶ月児健診（富田林保健所） 12:30～13:00
10 火	普通ゴミ収集日 妊婦教室（富田林保健所） 13:00～16:00
11 水	精神衛生相談（富田林保健所） 9:30～12:00 三種混合（役場、吉年、上・下東阪、千早）
12 木	三種混合（小吹、中津原、小吹台） 粗大ゴミ収集日
13 金	普通ゴミ収集日 赤ちゃん会（川野辺、水分、二河原辺、桐山）
14 土	

休日診療所

富田林病院正門左側
向陽台一丁目3-38
TEL 8-1333

診療日 日曜日・祝日
年末年始（12月30日～1月4日）
診療科目 内科・小児科
受付 午前10時～11時半
午後1時～4時半